

# 労働・助成金情報 特急便

第 53 号 (2016 年 5 月)

深川経営労務事務所  
社会保険労務士 深川 順次  
〒812-0014  
福岡市博多区比恵町 11-7-701  
TEL : 092-409-9257  
FAX : 092-409-9258

今月は、平成 28 年度の両立支援等助成金および職場意識改善助成金についてご紹介したいと思います。

## 出生時両立支援助成金（新設）

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主が対象です。

### 【支給要件】

- ◆子の出生後 8 週間以内に開始する連続した 14 日以上(中小企業は 5 日以上)の育児休業であること。
- ◆過去 3 年以内に育児休業を取得した男性労働者が生じていないこと。
- ◆平成 28 年 4 月 1 日以後に、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行っていること。なお、当該取組は、支給申請の対象となった男性労働者の育児休業の開始日の前日までに行っていること。

男性労働者育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組とは、例えば次のような取組をいう。

- ・男性労働者を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための資料等の周知
- ・管理職による、子が出生した男性労働者への育児休業取得の勧奨
- ・男性労働者の育児休業取得についての管理職向けの研修の実施

### 【支給額】

- ◆中小企業 取組及び育休 1 人目 : 60 万円  
2 人目以降 : 15 万円
- ◆大企業 取組及び育休 1 人目 : 30 万円  
2 人目以降 : 15 万円

## 介護支援取組助成金（新設）

仕事と介護の両立支援の推進するため、労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主が対象です。

### 【支給要件】

- ◆仕事と介護の両立に関する取組を行っていること。  
仕事と介護の両立に関する取組とは、次の①～③の全ての取組をいう。
  - ①労働者の仕事と介護の両立に関する実態把握
    - ・平成 27 年 4 月 1 日以後に、厚生労働省が指定する所定の調査票に基づいて、その雇用する雇用保険被保険者全員に対するアンケート調査により実施するものであること。
  - ②介護に直面する前の労働者への支援
    - 平成 28 年度以後に、以下のいずれも実施すること。
      - ・厚生労働省が指定する資料に基づく、人事労務担当者等による研修の実施
      - ・厚生労働省が指定する資料に基づいた周知
  - ③介護に直面した労働者への支援
    - ・仕事と介護の両立に関する相談窓口の設置及び周知

【支給額】 1 企業 1 回のみ : 60 万円

## ✚ 育休復帰支援プランコース（変更）

「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、対象労働者が育休取得した場合及び復帰した場合に中小企業事業主が対象となります。

◆これまで支給対象となるのは1企業につき1人まででしたが、これを拡充して、1企業につき2人まで（期間雇用者1人、雇用期間の定めのない労働者1人）です。

### 【支給額】

正社員、期間雇用者それぞれ1人について、以下の通り支給プランを策定し、育休取得したとき：30万円  
育休者が職場復帰したとき：30万円

## ✚ （新）職場意識改善助成金（職場環境改善コース）

「労働時間等の設定の改善」※により、所定外労働の削減や、年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主が対象です。

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

### 【対象事業主】

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

### 【助成内容】

#### 1. 支給対象となる取組（いずれか1つ以上実施すること）

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計
- テレワーク用通信機器
- 労働能率の増進に資する設備・機器等  
などの導入・更新

#### 2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施すること。

目的	成果目標
a. 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を4日以上増加させる
b. 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数を5時間以上削減させる

### 【支給額】

「1. 支給対象となる取組」の取組の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」を達成した場合に支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象費用の合計額×補助率 ※上限額を超える場合は上限額

成果目標の達成状況	a, bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/4	5/8	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円